

# 第1章

## 日本の地租改正と土地所有権の確定

### はじめに

東南アジアの土地制度については、所有関係や所有意識のあいまいさ、あるいはそれ故の複雑さなどがしばしば指摘される。もちろん一般的な農地や住宅地（屋敷地）などの多くについては所有権者が確定しており、売買や質入れ、相続などが行われることはいうまでもない。しかし、少し歴史を遡ると所有関係がはっきりしないというケースが少なくない。その理由としては、かつては未開地が多く、開墾や移住農業（焼畑）などが比較的容易に行えたので特定の土地に固執する必要性が小さかったということや、いわゆる封建社会を経験していないので、土地と農民の固有の結びつきが成立しなかった、等々の指摘がなされている<sup>1)</sup>。それが東南アジア諸国における現実の経済開発に際してどのような影響を及ぼすか、ということについては各国の事情によって異なり、必ずしも一律には論じられないであろう。しかしながら、少なくとも農村社会の経済開発を論じようとするならば、土地問題あるいは土地制度の問題を避けて通ることはできない。

また、各国の農村社会の差異、したがってまた予測される経済開発の筋道の違いや、開発途上で直面するであろう諸問題の性格の違いなども、多くは土地制度あるいは土地問題の違いに基づく場合が少なくない。それゆえ、東南アジア諸国の経済開発についての比較研究を行う場合には、あらかじめ土

地制度の比較検討を行うことが重要な意味をもつといつてよい。

とはいえ、この課題はそれほど容易ではない。土地制度の比較研究といえ、まずもって法制度、すなわち各種土地立法やそれに関連する諸法令の比較分析がなされるが——そしてそれ自体は必要不可欠な作業でもあるが——それだけで土地問題の実態的差異が必ずしも十分に解明されるわけではない。つまり、さまざまな土地立法が制定されながら、それらが農村社会に十分に浸透しえず、また別な法令が制定されるというような事態、すなわち土地立法（およびそこに含意される政府や政策立案者の意図）と農村住民の現実的意識や行為のギャップこそが分析の対象とされなければならない、という場合が少なくないからである。なぜそのようなギャップが生じるのかということも、一概にはいえないであろうが、一般に土地をめぐる諸慣習、権利意識などがそれぞれの歴史的過程と不可分の関係にあるのは当然である。新たに制定された土地立法が歴史的な慣習や、そこに培われてきた農村住民の意識と大きく食い違っている場合に、そこに摩擦が生じるのは自明であり、法の制定をもってただちに新たな土地制度の実態的「確立」を断定するわけにはいかない。

したがって、土地制度の比較研究においては、現行の制度や土地法のみならずその歴史過程の違いが重要な意味をもつことになる。

日本における近代的土地所有権およびそれを基礎とする近代的土地制度は通常、明治政府のもとでの地租改正を通じて確立したとみなされている<sup>9)</sup>。

しかしながら、上述のような観点からすれば土地制度および土地所有権の確立という場合、何をもって確立の指標とするのかということとはそれほど明確ではない。一般的に言えば、土地をめぐるなんらかの変革や法令の制定などをもって画期とする場合が多く、地租改正もその一例であるといつてよいであろう。

前述のように、法令の制定・公布がただちに実際の土地の所有や利用の諸関係、社会的な慣習や伝統などに全面的な変更をもたらすとは限らないし、人々の意識もまた新しい制度や法令にスムーズに適応するとは限らない。そ

れらは当然先行する歴史的条件によって強く規定されるのである。

地租改正の際にも、新しい制度と旧来の慣行の間には多くの摩擦が発生したのであるが、にもかかわらず総体としてみると地租改正事業が比較的円滑に進み、「近代的」な所有意識が浸透していった理由のひとつは、近世特に幕末における土地をめぐる諸状況と関連している。

上述のような東南アジア諸国の土地問題の比較研究において、日本の歴史的経験はひとつの重要な参考事例たりうるであろうが、その場合に留意すべきことは、地租改正とか戦後の農地改革など、歴史的画期をなす土地変革のプロセスを限定的な比較の対象とするのではなく、それに先行する歴史過程を含めて比較の対象とすべきだ、ということである。

そこで本章では、地租改正を対象としながらも、同時にその歴史的前提をなす検地と石高制に基づく近世の土地制度のもとで農民の土地に対する意識や諸慣行などがどのように展開してきたのか、それが地租改正を通じていかに「近代的」土地制度に再編成されていったのか、またどのような部分で摩擦が生じ、それらがどのように克服ないし処理されていったのか、という点に焦点をあてて検討することにする。

## 第1節 地租改正と「土地所有権」の関係

まず初めに、これまでの諸研究が地租改正と「土地所有権」の関係をどのように規定してきたかという点を概観しておこう。

地租改正研究者の代表的なひとりである福島正夫は、地租改正事業を以下のように規定している。「われわれは、まず地租改正を次のようなものとして規定し、全体的な究明の対象にしようと思う。幕藩封建社会から明治以後のいわゆる近代日本の社会へ推移する一基点としての土地改革であって、かかる社会建設の不可欠の条件であると同時に、その社会の性格を規定するところの、新建の統一的絶対主義的権力により計画され、かつその全統治機構

を動員して遂行された、一連の事業。八年にわたるその経過では、特に農民との関係でしばしば変更され、路線は屈折するが、大局的に権力はその意図をつらぬき、土地制度の改編と統一に成功して、第二次世界戦争前のアジア諸国ではみられなかった大きな達成を示した<sup>63)</sup>。

福島は明治政権を絶対主義権力とみなしているが、その点はひとまずおいて、ここでは第1に、地租改正が幕藩封建社会から近代社会へ移行する基本的画期をなす土地改革であったこと、第2に、こうした土地改革が第2次大戦前のアジア諸国ではみられなかった、という基本的認識が示されている。すなわち、条件付きではあるが地租改正こそ日本がアジア諸国にさきがけて近代社会へ移行する基礎条件を整備した、という理解である<sup>64)</sup>。

また、検地帳と地券（壬申地券）の連続性にも触れながら「とはいえ、地券は土地を封建的な諸制限、『家』の拘束からも、とき放った。法的には、土地は、維新法においてはじめての、完全に個人的な財産となった<sup>65)</sup>」と述べている。すなわち、完全に私的な土地所有権の法的な確立である。

福島の研究を継承した北条浩は、地租改正の前提ないし前段階に地券制度を位置づけて次のように言う。「地租改正は、その前提に地券制度をみる。すべての土地に対して所有を確定し、特定の土地を除くほかは地券状を発行する。その意味するところは、人民の土地所有権を確保するためであって、税金を賦課する趣旨でないことがくり返し強調された。（中略）地租改正法の公布迄は、所有の確定が地券状の発行という法律的手続に接続して行われ、地券状を渡されたことによって土地所有権は独立した法律上の地位をうる。明治維新政府は、この権利について、国家権力といえども不当にこれを侵すことはできないこと、地券状は、その売買・譲渡・質入等について何人といえどもこれをさまたげることができない自由な存在であることを人民に明示して、地券状の法律的効力を力説した<sup>66)</sup>」。

すなわち、租税（地租）の負担・徴税にかかわる地租改正事業に先立って地券制度＝土地所有権の確認が行われ、順序としてはまず近代的・私的土地所有権を確立させたのちに第2段階として租税制度の改正がなされた、とい

う認識である。

地租改正の代表的な研究者である福島、北条によって確認されているのは、明治維新政府のもとで、地租改正にいたる一連の改革を通じて土地所有権が確立されること、またその権利は国家権力といえども不当に侵すことはできず、何人にも妨げられない自由なものである、という意味で近代的所有権である、ということである<sup>7)</sup>。

だが、ここではもうひとつの側面にも注目しておくことが必要である。すなわち、前述のように土地所有権の確立は、単なる制度の改編や法令の制定によってただちに実現しうるとは限らないからである。地租改正に関連しては、幕藩体制下での領主階級による土地支配＝諸種の領有制の解体が実現されなければならないし、また近代的な土地所有権者は人格的にも自由でなければならない。

前者の側面について、例えば小倉武一は次のように指摘している。「明治維新における土地改革は、封建領主を土地領有から決定的に分離するものとしての秩禄処分と地租改正とによって行われた。前者が封建的土地所有権の終局的廃絶であり、後者が私的土地所有権の確立である。(中略)明治元年(一八六八)十二月十八日太政官布告を以て村々の地面は素よりすべて百姓持の地たるべしとし、土地私有を宣言し、土地領有と土地私有の分離の第一歩が踏み出され、さらに版籍奉還、廃藩置県、秩禄処分によって、封建領主および家臣の土地領有が決定的に解消されることとなったのである<sup>8)</sup>」。

すなわち、維新政府と土地領有制に依拠してきた旧勢力＝領主階級との間には一定の抗争があり、丹羽邦男によれば、領主制が完全に解体したのは最後の武力反抗＝西南役の鎮圧(明治10年9月)と地租改正事業の完了(明治13, 14年)によってである<sup>9)</sup>。

後者の側面、すなわち所有権者の人格的自由については、例えば熊谷開作は「所有権とは、すべての人が、自己の支配する物を、自由に使用・収益・処分する権利である」と定義したうえで「まこと、所有権がその機能を充分に果たすためには、その主体が、あらゆる拘束から解放されていることが前

提条件になる。(中略)日本では、その時期を明治維新に求めることができるであろう」と述べている<sup>10)</sup>。その根拠は、維新政府による身分制の廃止、田畑勝手作、土地売買の自由化など一連の封建的諸制限の撤廃である。

以上、いく人かの研究者の見解をみてきたが、戦前期の日本資本主義論争以来の明治維新や明治政府の歴史的 성격についての見解の違いはともかくとして、大政奉還から地租改正までの維新の諸改革によって、封建的な土地領有制は完全に解体し、少なくとも法的には近代的・私的土地所有権が確立した、という理解はほぼ共通のものであるとっていいであろう。もちろん、それは人々の間にそうした近代的土地所有観念がただちに浸透したことを意味するわけではないし、後にみる林野の官民有区分などのように少なからず社会的摩擦も引き起こした。しかし、福島も述べたように、大局的にみれば他のアジア諸国ではみられなかったような統一的な土地制度の改編に成功したのであり、近代的土地所有成立の画期と呼んで差し支えないであろう。

## 第2節 地租改正の前提としての近世の土地制度

先に明治維新における近代的土地制度の成立との対応関係で、封建的土地領有制の解体ということを述べたが、幕藩体制社会における土地制度はいかなるものであったろうか。

ここではひとまず二つの問題を検討しておくことが必要である。ひとつは、封建的土地領有制と呼ばれる土地制度の枠組み、ないし石高制であり、そこには当然領主対農民の関係が含まれる。もうひとつは、明治維新および地租改正につながる主として幕末期の土地をめぐる実態的な諸関係、すなわち土地所有の実状である。

ここであらかじめ断っておかなければならないことは、当然のことながら近世の土地をめぐる諸関係は、近代的な所有観念、すなわち今日の常識的な概念では律せられない、ということである。例えば、領主的所有とか農民的

所有などという場合の「所有」は近世的概念としてのそれであって、近代的な所有を意味するものではない。

まず石高制についてみておこう。

飯沼二郎は狭義の、すなわち租税システムとしての石高制について次のように述べている。「石高（あるいは、簡単に「高」ともよばれた）とは、もともと水田における米の収穫高を意味し、それが、やがて、あらゆる耕地——さらには山林、原野、河海までも——の納税能力をあらわす単位として転化されたものである。徴税額（現物貢租および夫役の量）は、石高に一定の比率を乗じることによって算出された。このような徴税方法を『石高制』とよんでおこう<sup>(11)</sup>」。

北島正元は、幕藩制国家を石高制国家として次のように述べる。「石高制は、生産諸力を米生産量に換算した石高によって米年貢制を成立させる前提条件となっているが、石高年貢制は米を生産する水田の外に畑から山林原野にいたるまで石高がつけられることによって、稲作強制および米を生産物地代の形態で体制的に収奪することを志向している。このように石高制は、封建地代に貫徹しているのであるが、それだけでなく、農民の土地保有にも、さらに領主の土地所有にも貫徹している<sup>(12)</sup>」。ここでは石高制は封建地代＝年貢徴収システムとしての機能を包摂しながら、それだけにとどまらず、＜領主－農民＞の支配体系と、＜将軍（幕府）－諸大名－家臣団＞という位階的統制システムとしての石高知行制の両者を含む封建的土地所有体系として把握されている。飯沼の場合にも、このような体制としての広義の石高制を否定しているわけではなく、こうした理解それ自体は比較的一般的なものといつてよい。

ただし、幕藩制国家をア・プリオリに封建社会とみなしうるかどうか、封建社会であるとすればどのような性格のものか、といった点についてはいくつかの異なった見解があり<sup>(13)</sup>、それによって近世的土地所有の理解も大きく異なってくる。

そこで問題となるのは、まず、そもそも誰が土地所有（権）者なのかとい

うことであり、上記の北島の場合であれば領主的土地所有と農民的土地保有それぞれの性格はどのようなものであり、また両者の関係いかんということである。周知のとおり、これらについては、すでに戦前期から中田薫（法制史）、戒能通孝（法社会学）、金井昂（経済史）等に代表される著名な論争がある<sup>14)</sup>。

中田説は「土地私有権論」といわれるもので、近世農民の土地〈所持〉と〈所有〉は同義であり、したがって農民は土地の私的所有者（ほぼ近代的所有概念に相当する）であるとするもの、すなわち農民こそ土地所有者である、というものである。

これに対する金井説は「領主所有権論」あるいは「農奴制的土地所有制論」ともいうべきもので、近世社会は封建社会であるから土地所有権は当然領主にあり、農民はただ用益権を与えられているにすぎない、というものである。

両者が対極的な立場にあることは明らかであろう。これらに対して戒能説は、中田説が近世的〈所持〉＝「近代的」〈所有〉としている点を批判し、封建的土地所有としての〈所持〉を論じ、他方、金井説については、それが幕藩制社会＝「純粹封建制社会」としているのに対して、むしろ絶対主義的性格の社会である、とした点に特色がある<sup>15)</sup>。

これらの所説をめぐっては多くの研究者が論争に加わり、また、法制史にしろ経済史にしろ近世社会を対象にした研究は多かれ少なかれ、これらあるいはそのバリエーションに依拠してきたとっていいであろう。論争のこまかな点にはとうてい立ち入れないが、中田説については、方法的に近代的所有概念をあまりに直接的に適用しすぎているのではないかという批判が多いが、そうした側面は否定できないように思われる。

金井説については経済史家を中心に支持が多かったが、大きな批判点はそれが幕藩制社会をア・プリオリに純粹な封建制社会と規定し、封建社会である以上かくかくであるはずである、という循環論法に陥っているという方法的批判と<sup>16)</sup>、幕藩領主権力および農民的土地所有についての実態認識の違いなどであるが、この批判もある程度当たっている<sup>17)</sup>。



事実、金井説を支持ないし継承する研究者のなかでも領主的土地所有と並べて農民的土地所有の存在を認め、しかも徳川270年を通じて前者がしだいに弱体化するのに対して後者はしだいに強まって、事実上の「所有権」に近づいていく、という見解が有力になっていった<sup>(18)</sup>。

例えば、大石慎三郎は、幕末期には基本的に領主的土地所有、農民的土地所有、地主的土地所有という三つの土地所有が存在したが、そのうち領主と農民のそれは「幕藩体制社会の最初から存在したものであり、いわば幕藩体制的土地所有を構成する基本的土地所有であった。太閤検地とは、この二つの所有権の間に介在していた諸種の所有権を整理して、この二大土地所有権によって構成する社会を生み出すことであった」と述べ、さらに、地主的土地所有権は最も遅れて発生（農民的土地所有から分化）した、いわば第3の所有権であるが、その「存在が幕藩制的枠内においてはであるが法的にみとめられるのが享保改革期なのであり、そしてそれがさらに、近代的意味での土地所有権として法的に確認されるのが明治の地租改正においてである」と指摘している<sup>(19)</sup>。

享保改革期が画期とされるゆえんは、享保8年（1723）に「流地禁止令」が撤廃され、やがて農民的土地所有に対する最大の制約であった「田畑永代売買禁止令」そのものの事実上の撤回へと道を開いたからである<sup>(20)</sup>。

先の熊谷によれば、近代的所有権とは自己の支配する物を、「自由に使用・収益・処分する権利」であった<sup>(21)</sup>。この定義に照らしてみると、石高制のもとでは、検地帳に記載された本百姓（高請百姓）はその田畑を使用する権利を認められているが、種々の作付制限（規制）が伴うことがあった。前述のようにこの制限は明治4年の「田畑勝手作」によって最終的に排除された。また、収益については年貢の納入が義務づけられていたが、残余の収穫物は自己に帰属した<sup>(22)</sup>。そして、処分については「田畑永代売買禁止令」という大きな制約があったわけであるが、これが享保年間頃から事実上有名無実化したというわけである。事実上、というのは一面では質入れ・質流れの形態によるにせよ実質的な土地の売買と変わらない田畑（耕地）の移動の増

加という社会的実態であり、他面はそうした現実をふまえて「禁止令」の罰則が大幅に軽減され、法的にも売買を黙認するにいたったということである。

作付制限の場合、もともと年貢米の確保のために稲以外の作物の作付けを規制するという性格が強かったから、商品経済が発達するにつれて年貢米さえ納めればその他についての規制はあまり行われなくなった。近世後期になると商品作物の栽培が増加し、藩によってはそれを奨励する場合さえあった。

このようにみえてくると、一口に幕藩制社会の土地所有体系といっても、徳川幕府成立の当初と享保期以降、さらに幕末ではその実態がかなり変化していること、したがって諸説が主張の根拠とする事実も時代による濃淡の差が非常に大きいということがわかる。

そこで確認しておくべきことは、はじめに述べたように地租改正に先行する近世後期、特に幕末における土地をめぐる諸関係の実態がどのようなものであったか、ということである。本章ではそれについて細かな検討を行う余裕はないが、これまでの検討からもある程度明らかかなように、幕末期においては初期の封建的諸規制がかなり形骸化しており、有名無実化したものも少なくない。先の田畑永代売買禁止令などもその一例であろう。

それでは、実際の村（むら）レベルでの土地の所有や利用の実態はどうであったろうか。すでに商品経済、貨幣経済が地域差を伴いつつも相当程度浸透していた。その基礎にあったのは農業生産力の一定の発達であり、とりわけ特徴的であったのは四木三草をはじめとする商品作物の増大であった<sup>(24)</sup>。こうした貨幣経済の浸透は土地の質入れや売買を増大させ、部分的には土地の「商品化」が進み、また農民のなかから奉公や出稼ぎに出て村を離れる者も増加した<sup>(24)</sup>。また、それらを通じていわゆる農民層の分解も一定程度進行した。

こうした過程は一般的にいえば、農民の土地に対する私的所有観念を強めていった。しかし、ここで考慮しなければならないのは、そしてこれまでの検討でほとんど触れてこなかったのは、村（むら）と農民の関係である。太閤検地以来、本田畑（高請地）とそれを占有し耕作する本百姓の対応関係は、

検地帳に記載されているかぎりではきわめて明瞭であった<sup>(25)</sup>。ただ、その実際の耕作（利用）は、河川、溜池などの水利用はもちろん山林、採草地などの入会地、道路などの利用も含めて村落共同体の規制を離れては不可能であった。

また、周知のとおり貢租＝年貢は村高に応じて賦課され、その負担は村の共同責任であった<sup>(26)</sup>。そのような関係において本百姓（高請百姓）は「その地の私的所持者＝貢租負担者であるとともに、村内の自分が所持する以外の高請地にも関わりを持っている。これらの関わりによって高請地の私的所持者は、村共同体の成員なので」あり、「私的に耕作している土地は、村共同体の土地の一部なのである<sup>(27)</sup>。すなわち、近世の農民は一面では特定の所持地を占有・耕作する「一地一主」的小農民でありながら、他面では村共同体の一員であり、土地に対しても「自分の土地」という観念とともに「村の土地」という観念をもっていたと考えられる。

ただ、時代が下がるにつれて前者の側面、すなわち私的所有の観念が強まっていったことは事実であろう。この点について丹羽邦男は次のように指摘している。

「実際には、近世農民の土地所有は、特に近世中期以降、地域的な偏差を示しつつ次第に変容をみせはじめている。その変化は、私的土地所有の強化を軸としてもたらされたものであった。具体的にいえば、質地や売買による地主的土地所有の生長と、それが村落共同体やその成員の存在形態におよぼした変化である<sup>(28)</sup>」。地主的土地所有というのは、ここでは二重の意味がこめられている。ひとつは、田畑の所持（所有）者＝耕作者であり、農民以外の町人や武士は原則的に田畑を所持できない、という近世的秩序が崩れて高利貸や商人が地主となり、一体であった田畑の所有と利用が分離したこと、もうひとつは地主の多くは村外に住む不在地主であり、村の土地が村共同体の成員以外のものによって所有され耕作される（入作）ことの不都合であり、地主（個人）の土地と村の土地との分裂であった。

また、石井良助は、〈所持〉という言葉が近世以前の中世社会ではもっぱ

ら動産についてのみ用いられていたのが、江戸時代になると土地についても用いられるようになったことは、土地所有権の私権としての発達を裏づけるものであると指摘し、しかし、私的所有観念は土地の種類によって異なる、と述べている。すなわち、町屋敷（町地）と高請地（田畑）では私的所有観念が最も発達していたが、山林原野池沼では最も遅れていた、というのである。また田畑と町地での違いについては、前者には先の「禁止令」など、より多くの制限が付随したのに対して後者の処分は比較的自由であったこと、そして明治初期の地券制度、すなわち土地売買に際しての地券の交付は江戸の町屋敷の売買慣行をモデルにしたものである、と述べている<sup>(29)</sup>。

さて、幕末の土地をめぐる関係を整理すると次のようであろう。まず第1に、町地および田畑については、地域的偏差は大きい、かなり私的所有観念が発達していた。それらの売買も行われたが、特に江戸の町地の売買についてはすでに沽券制度に等しいものが実施されていた。第2に、田畑（耕地）については、＜地主－小作＞関係がかなり展開しており、質流れや売買による移動の多さを示すと同時に、土地の所有と利用関係の分離を前提とする所有権の独自性が強まっていた。第3に、それを検地帳に即してみれば、高請地と高請百姓の対応関係を記載した公法的性格から、しだいに土地所有者（者）を確認する私法的性格へと転じていった。第4に、山林原野等の多くは村に属し、入会的利用が一般的であり、村外地主の土地を小作する場合でも村の共同体的秩序に従わなければならなかった。それゆえ私的所有観念は最も未発達であり、売買されることも稀であった。第5は、こうした一般的特徴はともかく、土地の売買、質入れさらに小作関係などの諸慣行は地方による違いが非常に大きいということである。

### 第3節 地租改正の過程と諸問題

前節でみたように、幕末の土地所有はかなり私的所有化していたが、その

実状や慣行は各地で異なり、また武士階級は私的に土地を領有していたわけではないが、政治的・社会的に大きな勢力であったことはいうまでもない。したがって、維新政府はそうした旧勢力と対抗しながら、自らの財政的基盤を確立するためにも地租改正を急がなければならなかった。とはいえ、多くの課題をかかえ、政権の基盤もなお不安定な維新政府がただちに地租改正に着手することは困難であり、当面は旧幕藩法を継承しながら出発した。

### 1. 地租改正事業までの経緯と地租改正法の構造

地租改正の前史とその事業実施過程についてはすでに多くの研究書があり、そのいくつかはすでに紹介した<sup>(90)</sup>。

そこで、ここではごく簡単に経緯と主要な問題点について触れるにとどめる。

便宜上簡単な時期区分を行えば、第1期は慶応3年(1867)10月の大政奉還から明治4年(1871)6月まで、第2期は、同年7月の廃藩置県から6年(1873)7月まで、第3期は、6年7月末の地租改正法公布以降となるが、さらに区分すれば実施方針が明確でない8年4月までの前期と、同年5月に地租改正事務局が活動を始め、全国一斉に事業が展開されて、一応の完了をみる14年(1881)までの後期とに分けられよう。

まず、第1期には王政復古、五カ条の誓文発布、版籍奉還などが続くが、地租改正に関連しては神田孝平の「田租改革建議」が提出される。神田の建議は売買地価主義と言われるように、まず土地の永代売買禁止を撤廃して売買を完全に自由化し、その結果成立するであろう土地の市場価格を基礎として沽券を発行する、というものであり、彼の自由主義経済思想を反映した当時としては画期的なものであった<sup>(91)</sup>。ただし、沽券という発想は彼の独創というより、前述した江戸の沽券制度がモデルといわれている。

第2期は、廃藩置県により統一国家の形態が整うとともに、土地永代売買の解禁、田畑勝手作等々、封建的諸制限が相次いで廃止ないし撤廃され、新

しい制度が模索された。

地租に関連しては、実際にもいわゆる壬申地券の発行が始まったが、その進捗状況ははかばかしくなかった。そこに提出されたのが陸奥宗光の「田租改正建議」であった。

陸奥の建議の内容は、税制の全国統一をはかるため、統一的な土地調査を行い、土地の等級を定めて地価を確定し、それに一律の税率をかけて地租とする、というものであった。法定地価主義といわれるように、土地生産力の査定によって地価を定めるもので、地租は金納であった。この陸奥のプランが地租改正法のおおよその骨子となることは周知のとおりである。

第3期は、明治6年7月の地租改正法公布から始まる。通常地租改正法と言われているものは、上諭（勅諭）以下、太政官布告およびそれに添付された別紙としての地租改正条令（7章）、地租改正施行規則（大蔵省布達、17則）、地方官心得書（44章）および検査変例からなっている<sup>33)</sup>。そのひとつの特徴は、天皇、太政官、大蔵省、大蔵省から地方官へ、というように重層的な構成となっていることであり、法の構成としてはむしろ異例である。

上諭は天皇による地租改正宣言とでも言うべきもので、幕藩体制下の不均等を是正し租税の「公平画一」をはかる、という理念を述べている。

太政官布告および地租改正条令がいわば「改正法」のエッセンスといえるが、その要点はよく知られているように、次のようなものであった<sup>33)</sup>。

①旧来の田畑貢納制度をすべて廃止する。②全国一律の土地調査を実施し、土地生産力（収益力）に基づく一定基準の地価を定め、課税標準とする。③税率は100分の3の定率とする。④納税は金納によるものとする。⑤村入費などは地租本税の3分の1（地価の100分の1）を超えてはならない。⑥地券の交付を受けた納税義務者を土地所有権者とする。⑦年ごとの豊作凶作による増減は行わない。

幕藩制下の貢納制度と比較した場合の最大の特徴は、まず第1に定額金納制度の採用ということであろう。太閤検地以来、年ごとの豊作凶作による収穫の変動に対して検見制度（減免制）をとるか、定免制度をとるかが問題で

ありつづけた。幕府や藩にとっては定免制度のほうが毎年の年貢米収入が正確に予測できるのでメリットが大きく、近世を通じてみるとその方向に進んできた。農民の側からすれば、もし生産力を高めることができるならば、より多くの剰余が手元に残ることになるが、他方では不作・凶作のリスクを負わなければならないということであった。地租改正に伴う定額金納制度においては、政府が一定金額の歳入を見込めるのに対して、農民の側は不作豊作という変動の他に米価変動に伴うリスクを負わなければならない<sup>34)</sup>。

もちろん、豊作や米価上昇に伴う農民側のメリットもあり、田畑勝手作のもとでの農民の経営努力を促す意味もあったが、実際には金納への急速な移行が、のちの松方デフレ期に多くの自作農民の没落をもたらす結果となった。

次の地租改正施行規則と地方官心得書は地租改正実施の手続きについて規定したものである。特に後者は、現場で実際の業務を担当する地方官のための統一的な規準を示した手引きとも言うべきものである。

施行規則はその第1則において、これまでに交付した地券の額面（地価）は必ずしも正確とはいえないので、年ごとの収益を利回りで換算して適切な地価を定めるように、と指示している。

これが前述した法定地価主義の基本原則を示すものである。すなわち、土地の収益（生産力）を算定し、これを利率で還元して地価とする、というものである。

もっとも、農地の場合には作物の収量に基づいて収益の計算が可能であるが、宅地や池沼など収益の算定が困難な土地もある。そこで第3則以下では、そうした土地の取扱いについて述べている。

例えば、第6則では「一村又ハ数村総持ノ山林秣場等ノ公有地ハ総テ相当ノ地租収入ノ積相心得仮ニ地価ヲ定メ規則ノ通収税可致事」と述べている。

すなわち、施行規則は地価決定についての原則を示すと同時に、宅地、入会地、学校用地等々、すべての土地が課税対象であるという原則を示している。それは同時に無主地の解消、すなわちすべての土地の所有権者の確定を意味していた。

前述のように地租改正が単なる政府歳入の確保をめざす租税制度の改正ではなく、近代的・私的土地所有権の確立をめざすものであったと言われるゆえんである。

地方官心得書は本来の意味の法令ではないが、地価決定の実際例（自作地を対象とする第1則および小作地に適用する第2則）を示したので実施過程で大きな影響力をもった。

以後、この地租改正法に基づいて全国的に地租改正事業が展開されたが、そこでの基本的な問題はいうまでもなく地価の確定と地券の交付者すなわち土地所有権者の確定作業であった。

## 2. 改正事業と主要な問題点

### (1) 地価の決定

周知のとおり改正事業の第1段階は、土地の検査と測量（地押丈量）であった。地押といわれたのは土地の重複や脱落をさけるため、一筆ごとの土地に通し番号をつけて行う確認作業である。

丈量は一筆ごとの土地の測量にほかならない。ただしこれらの作業はすべて地方官が行ったわけではなく、一般には村ごとにまず農民の手で行われ、これを掛官が点検するという手順であった。

第2段階が地価の決定である。地方官心得書に決定方式の事例、第1則と第2則が示されていたことは先に触れた。

第1則は収穫（米価換算）から種子、肥料代として15%を控除し、さらに地租3%と村入費1%を差し引いたものを6%の利率で資本還元して地価とするものである。

第2則は小作料（米価換算）から地租3%と村入費1%を控除したものを4%の利率で資本還元するものである。したがって、米価がさしあたり各地方ごとに与えられているものとすれば、前者にあっては収穫量、後者にあっては小作料が確定されれば地価が定まるわけである<sup>(5)</sup>。ただし、小作地が



自作地に変わり、その逆もありうるわけだから小作地においても第1則が当てはまらなければならない。これらは事例的に示されたものであって、必ずしも全国一律に適用されたわけではないが、ひとつの規準としての意義をもったことは確かである。

実施過程においては、しだいに第1則が中心となっていき、農民の関心は特に収穫量の査定に集中した。米価の算定や利子率の決定もまた地価の決定に大きく影響するわけであるが、にもかかわらず農民の関心もっぱら収穫量に集中し、かつそこで多くの紛議が発生したことについて、福島正夫は長年にわたった石高制の影響であろうと述べている<sup>(36)</sup>。

ところで、一筆ごとの土地の収穫量を確定していく作業は事実上不可能に近かったので、実際には村や地域の平均反収に基づく地位等級制度が採用されたが、それについてはここでは立ち入らない。

## (2) 土地所有権者の確定（地券の交付）

地租改正事業のもうひとつの大きな課題はいうまでもなく土地所有権の確定であった。土地所有権の確定にさいしては、周知のとおり一地主主義の原則が適用された。

一地主主義はいうまでもなく「私的所有権」の本質を表現したものである。すなわち、他者の介入を容認しないという意味での権利の独占的「強さ」を示すと同時に、個別の財についての権利者は「独り」であるという関係を示している。

このような大前提に立つ法制度がスムーズに社会に浸透しうる歴史的な条件は「私的所有権」という概念が実質的にどの程度認識されているかということと、個別の財、この場合には個々の土地の個別的占有者が社会的にどの程度認知されているか、という点にかかわるであろう。その意味で、本章の重要な検討課題のひとつである。

しかし、結論的にいえば、近世日本の石高制度は<土地-耕作者=年貢負担者>の関係を特定し、したがって先にみたように、通常の田畑や宅地につ

いてはすでに幕末期において事実上の「私的所有」関係が展開していた。したがって、それらの土地のあらかたについては、その所有権者の確定作業は、多くの場合にすでに社会的に認知されている実態的な関係を追認するということで足りたのである。

ただし他方で非常に重要な事実は、そのような関係がすべての土地をおおっていたわけではないこと、したがって人々の意識や慣習が異なる場合には多くの摩擦が生じたということである。

まず問題になったのは永小作地や質入地、割替地などである。ここでは個別の土地とその占有者の関係が特定されていなかった。また山林原野については、前述のように多くが入会地であり、私的所有観念は未発達であったから当然のことながら大きな問題が発生した。

永小作地などについては一地主の原則に従って、最大限整理することが基本方針とされた。例えば永小作地の場合には、地主あるいは小作人のいずれかに永小作権を買い取らせることによってその関係を解消する試みがなされた。しかし地主、小作人の双方が地券の交付を要求して紛争となり、訴訟となるケースも少なくなかった。質入地の場合にも同様な紛議が多発した。これらはいずれも地方ごとの慣習の違いが大きく、一律の処理には困難があった<sup>17)</sup>。

しかし、訴訟になった場合にはおおむね全国一律の方針で処理されざるをえなかったが、そこでの決め手は多くの場合に証拠となる書面の有無であった。それは概して小作人に不利であり、また明文化されていない旧来の慣行が否定される結果をもたらした。

地租改正以後も部分的に永小作権は残存するが、それはむしろ例外的な特殊慣行として扱われるようになった。

総じてこの間の過程は、「私的所有関係」が事実上成立している場合にはその追認で済んだわけであるが、そうでない場合には多くの摩擦やトラブルが発生し、その処理ないし調停過程で各地の旧来の慣行の多くが淘汰されていったのである。

### (3) 農民騒擾

地租改正の過程では多くの農民騒擾が発生するが、それらは地租改正そのものに対するというよりも、それが重税あるいは増税につながるという税負担にかかわるものが多かった<sup>(38)</sup>。

もちろん、土地所有権の帰属をめぐる争いは多発したが、本田畑については前述のように基本的に耕作者すなわち検地帳に記載された旧高請百姓が所有権を認定された。この点については、検地帳からの連続性、すなわち封建的性格という見方もあるようだが、前述のように幕末期には検地帳の性格が土地所有を確認する私法的性格を強めていたので、むしろ所有の実態を追認したというべきであろう。すなわち、本田畑の土地所有権をめぐる争いは維新政府と農民、あるいは旧領主と農民の間に生じたものではなく、先にみたようにもっぱら地主と小作人、あるいは質入関係などをめぐって生じたものであった。それはなかば民法上の争いに近いものであり、それによって各地の旧慣の多くが淘汰されていったが、逆にみれば幕末における「私的所有」関係の成熟度を物語るものともいえよう。

ただしこれに当てはまらないのが山林原野などであった。

### 3. 入会地の問題と官民有区分

近代的土地所有権の確立のためには、全国のあらゆる土地に対して一地一主の原則に基づいて、所有権者を特定しなければならない。田畑や宅地についてはそれが比較的スムーズに行える条件が存在したことはすでに述べた。しかし最大の問題は村持ちあるいは入会地として利用され、したがって私的な所有関係の成立していない山林原野、秣場などであった。

いうまでもないが、通常の田畑に比較して山林原野は非常に特殊な性格をもっていた。

まず、その利用形態の多様性である。木材としての樹木の利用などのよう

な林業的利用，薪炭としての利用，さらには山菜などの採取等日常生活と密着した利用，水田への刈敷用の草木，家畜の秣等々農業生産と結合した利用形態などが入り交じっている。そのいずれもがきわめて重要なものであるが，それらのもたらす収益性を特定することは難しく，徳川期には無年貢地が少なくなかった。これらの点は後述のように地租改正の際の地価算定において大きなネックとなった。また領主の側では，いわゆる治山治水，すなわち水源としてあるいは洪水の予防という見地から，すなわち今日いうところの公共的資源として山林を捉える意識もあった。

山林原野という地形的，位置的条件もあずかって，田畑に比べれば面積や境界はきわめてあいまいであった。もちろん，入会地をめぐる村々の争いはしばしば発生したが，それは所有関係における境界争いではなく，通常は利用の範囲や形態などをめぐるものであった。

こうした状態に対応して，権利意識や利用権の関係もきわめて複雑であった。したがって所有権の関係としては整理できないが，幕末期の権利関係をひとまず大別するとすれば，幕府ないし藩有のもの，村持ちのもの，個人のもの，それに奥山などで事実上無所有に近いものなどであろう<sup>39)</sup>。

#### (1) 公有地範疇と公有地地券の発行

幕藩有の山林と無所有のものは，周知のとおり後にはおおむね官有林に編入された。いちばんの問題は上述した村持ち山林の扱いであった。これらに対しては，当初，公有地地券が村あて（一村入会の場合）または村々あて（数村入会の場合）に発行され，私有地と官有地の間に公有地という範疇が存在することになった。

すなわち，端緒は明治5年9月の「地券渡方規則」第34，35条であった。

第34条では「村持ノ山林郊原其地価難定土地」は「何村公有地ト記シ」其の村へ地券を渡すこととし，第35条では「両村以上数村入合之山野ハ其村々ヲ組合トシ前同様ノ仕方ヲ以テ何村何村ノ公有地ト認メ」地券（公有地）を交付する，としている。

しかし、これについては実際の改正作業の過程でいろいろな問題が生じ、各地から問い合わせが相次いだ<sup>(40)</sup>。

例えば、第34条の解釈について。同じ村持ちの山林郊原であっても、「地価難定土地」には公有地地券が交付され、地価が定められる土地には通常の私有地地券が交付されるのか。また、いったん公有地地券を交付したのち、地価が定まったらどうするのか。

第35条は村々入会の場合であるが、入会地一般を公有地と認定するのであれば、第34条もそれで統一すべきではないか。

歴史的・慣行的利用関係を根拠として入会地を公有地とした認定に対しては、おそらく当時それほどの違和感はなかったと思われる。しかし、入会地が一般の田畑、宅地などと異なるという認識はあっても、それでは公有地とは何かという積極的な概念規定は必ずしも明確ではなかった。そこに大きな難点があった。また、公有地制度は当然のことながら一地主を原則とする近代的所有制度とはなじみにくい。そこで結局は私的所有関係の体系に編成されざるをえない運命にあった。この実行過程がいわゆる官民有区分と呼ばれるものにほかならない。

入会地などの官有地と民有地への整理過程は、通常、官か民かという区分において問題にされてきたが、公有地あるいは共同体的土地利用のあり方との対比で考えれば、官有地もまた国家による私的土地所有にほかならないのであり、その限りでは官民同質の所有形態にほかならないのである。

## (2) 官民有区分と公有地の解体

いわゆる官民有区分は、地租改正事業の過程で明治8年頃から着手された。その詳細については省略するが、明治7年に太政官第120号布告が発せられた。これは、6年の布告「地所名称区別」を改訂したものであるが、「地所名称区別」に明記されていた公有地の名称が削除され、大きく官有地（4種類）と民有地（3種類）の2大範疇に区分したものである。法的には、ここで公有地概念は解体され、入会地等は官有地か民有地かに、すなわち官民有

区分されたのである。民有地の場合、その第1種は「人民各自所有ノ確証アル耕地宅地山林等」であり、その第2種は「人民数人或ハ一村或ハ数村所有ノ確証アル学校病院郷倉牧場秣場社寺等官有地ニアラサル土地」とされた。

すなわち、先の公有地が民有地と認定され、しかも村持ちの確証があれば、この民有地第2種に編入されたわけである。その限りでは入会慣行が存続するわけであるが、そのためには「人民数人或ハ一村或ハ数村所有ノ確証」を示し、かつ「官有地ニアラサル土地」であることを証明しなければならなかった。

証明の仕方、ないし証拠とは基本的には、①検地帳、水帳、名寄帳など人民名受の旨が記載されている場合、②その土地を村で金を払って購入したという証拠がある場合、③その他村民の所有地であると認めうるなんらかの証拠がある場合などであった。これらを除く場合は原則としてまず官有地に編入するというものであった。この場合の立証責任は民の側にあった。

しかしながら慣習的な利用については必ずしも明確な証拠をあげられないケースが少なくなかったこと、また前述のように田畑に比べて農民の権利意識が相対的に弱かったために、多くの土地が官有地に編入される結果となり、後々まで多くのトラブルの原因となったことは周知のとおりである<sup>(41)</sup>。

#### 第4節 地租改正事業以後の諸問題

日本における近代的土地所有権は地租改正を通じて確立され、それは同時に近代的私的所有制度の成立を意味するものとされてきた。これまでの検討をとおしてみたように、おおむねそのように理解してよいであろう。

多くのトラブルは生じたが、ともあれ地租改正事業そのものは比較的短期間で完了している。その理由は種々であるが、技術的な問題としては戦国時代以来の検地など、土地調査技術の歴史的な蓄積があるかもしれない。また土地をめぐる権利関係については、すでに幕末期に、田畑、宅地などにおい

て、地域差はあるものの事実上私的な所有関係がかなり展開しており、その追認という性格が強かったことが大きいであろう。しかし、これらをもって、日本では地租改正事業——10年にも満たない期間での——によって一挙に近代的な土地所有関係が成立したと断定するのは、先に述べたようにやや短絡的であろう。

きわめて長い近世という前史の役割の重要性はもちろんであるが、地租改正事業以後の諸問題の処理過程もまた重要な意味をもっている。

本章の限られた範囲内で、それらの諸問題を本格的にフォローすることは困難であるが、重要と思われる2点について補足的に述べておきたい。

ひとつは、比較的スムーズにいったと述べた宅地、本田畑などの所有権者の確定、すなわち私的所有権にかかわる制度的問題である。

もうひとつは、官民有区分の行われた入会地のその後である。

### 1. 地券制度の廃止と登記法および土地台帳

地租改正に際しては、地券を交付することによって土地の所有権者を確定すると同時に、確定された地価に基づく地租の納入を義務づけた。

すなわち、地租改正の名称のとおり、それは所有関係をめぐる土地変革であると同時に税制上（財政上）の変革でもあった。しかしそれは、その後いくつかの問題を生じた。まず、地券に記載された地価はあくまで課税の基礎となる法定地価であり、売買に際しての時価とは性質の異なるものである。他方、近代的所有権としてみれば、土地の売買、担保、質入れ等に際しての権利の保護、権利関係の明確化が求められる。

また、短期間で実施された土地調査（地押、丈量）には当然ながら不備な点が多々存在した。

細かい点には立ち入らないが、これらの問題点を補い、近代的な土地制度としての体系を整備するための一連の作業が行われている。

第1は、明治18年から開始された土地の再調査である。これは、改正事業

以降の土地の異動にかかわる事項や、不備であった土地面積の再丈量、正確な地図の作成など、要するに土地諸関係の正確な実態把握であった。

第2に、こうした再調査に基づいて、土地制度の整備が進められ、上述した土地所有権の保護と権利異動や権利関係の明確化については明治19年に登記法が公布された。

これは西欧の法制度を導入して土地取引の近代化と権利関係の保護・明確化をはかったもの（対象には土地以外の建物、船舶を含む）であり、法体系としては民法のなかに位置づけられていくことになる。

第3は、明治22年制定の土地台帳規則である。もとより地券交付に際しても地券台帳は存在したが、上述の再調査をふまえてより正確かつ根本的な土地台帳が存在することになった。これによって「地券ヲ廢シ地租ハ土地台帳ニ登録シタル地価ニヨリ其記名者ヨリ之ヲ徴収ス」とされたのである。すなわち、土地に対する課税は土地台帳によることが明確化されたのである。私的土地所有権の確立は、こうした一連の追加、補足作業の積み重ねによって仕上げられていったと言える。

## 2. 入会地のその後の問題

地租改正について、もうひとつ注意する必要があるのは、当時の田畑面積は国土（北海道、沖縄を除く）面積の14%程度、これに宅地を加えても15.5%程度にすぎなかった、ということである<sup>123</sup>。逆に言えば、大部分は山林原野であり、多くの農民は村持ちの入会地としてそれを共同利用してきたのである。したがって、そこには慣行的な利用形態と対応する利用権の意識は存在したが、私的・個別的な所有意識はむしろ希薄であった。

これを追認する形のものが公有地範疇であり、公有地地券の交付であった。しかし、上述のように公有地範疇はその定義、認定の難しさ、私的所有制度となじみにくい、などの原因で結局は私的所有の範疇に編入されることになったのであった。



いわゆる官民有区分は一般に官か民かの区分（もちろんそれも重要ではあるが）が問題にされるが、重要なことは、これによって共同体的利用形態と対応する共同体的所有範疇としての公有地概念が法的に解体され、官であれ民であれ、私的所有の範疇に統一されたことである。法的にはむしろそれで私的所有制度が統一的に成立したわけであるが、林野等の利用については、法的な私的所有権と慣行的な利用権との衝突がその後もしばしば発生することにならざるをえなかったゆえんである<sup>(43)</sup>。

したがって入会地の問題はその後長く存続し、部分的には現在も継続している。ここでそうした事例を詳しく紹介する余裕はないが、重要と思われるいくつかの点に触れておこう。ひとつは、歴史的な利用関係の実態に即して土地の所有権者を確定しようとするならば、入会地を特定の個人（私人）に帰属させることは事実上困難だ、ということである。だれかを名義上の代表者とするにしても、私的所有の概念からすれば利用関係との乖離が大きいき、トラブルの発生を防ぐ保障はない。そこで結果的には私的所有権者の範疇に町村の存在を認めざるをえなかったのであるが、新しい町村制度の施行に際して、多くの町村合併が行われたため、行政上の町村の他に近世の村に根拠を有する、財産区という範疇さえ認めなければならなかったのである。そうした場合には当然、入会などの共同利用の慣行が存続し、事実上構成員の慣行的権利が社会的に認知されたのである。

すなわち、法制度上は私的土地所有制度として一元化されたとはいえ、そこにはこのような利用慣行ないし利用関係との妥協が存在したのである。

## むすび

以上、地租改正を主要な対象として私的土地所有の成立過程を検討してきた。このような日本の経験が東南アジア諸国の土地制度や土地問題の比較研究にどのように役立つか、ということについてはさまざまな見方がありえよ

う。

近世から明治時代となれば、現代とは世界史的背景が大きく異なることは言うまでもない。しかしながら、土地をめぐる歴史的かつ現実的な利用関係の多様性と、法制度が求める一元性ないし画一性がしばしば矛盾し、摩擦を引き起こすという事実は多くの場合に共通する問題であろう。したがって、土地問題の比較研究においては土地立法の条文の比較分析にとどまらず、土地利用関係の歴史的、現実的実態の把握、とりわけそれらが為政者によってどれだけの確に認識されているか——その技術的前提としてはどれだけ正確な土地台帳が作成されているか、または作成可能かといった問題も含まれよう——という点が重要であると思われる。

その意味では、地租改正の過程で浮かび上がってきた各種の問題や矛盾の有り様と、為政者の対応や妥協、さらにその後に残された入会地などの諸問題は東南アジア諸国の土地問題研究に対して一定の示唆を与えてくれると言えるであろう。

注(1) この点については、むしろ農民を土地（農地）に緊縛することが困難であったがゆえに、土地を媒介とする支配関係としての封建制度が成立しにくかったのである、という逆の見方もある。

- (2) 地租改正後、あるいは明治民法のもとでの土地所有権については地主的土地所有＝半封建的土地所有という主張もなされ、近代的土地制度の内容ないし理解が完全に一致しているわけではない。
- (3) 福島正夫『地租改正の研究（増訂版）』有斐閣、1962年、2ページ。
- (4) 明治維新および明治政権の歴史的な性格をめぐる論争、すなわち封建的か、絶対主義的か、ブルジョア的かという論争は周知のとおり戦前期の日本資本主義論争の主要なテーマであった。なお、日本資本主義論争とのかかわりを含む地租改正の研究史については、田村貞雄『地租改正と日本資本主義論争』吉川弘文館、1981年参照。
- (5) 同上、福島『地租改正の……』202ページ。
- (6) 北条浩『明治初年地租改正の研究』御茶の水書房、1992年、i～iiページ。
- (7) 土地所有権の近代化の内実として、例えば石井良助は次のように述べている。「日本における土地所有権は明治六年から同十四年にわたって行われた

- 地租改正によって、近代化されたといわれる。(中略) わたくしの考えでは、明治初年における土地所有権の近代化の意味はつぎの三点に要約できると考える。すなわち、私権としての土地所有権の確立、所有権の形式・内容の全国的統一および土地所有権の封建的制限と負担からの解放これである」(石井良助『江戸時代土地法の生成と体系』創文社、1989年、3ページ)。
- (8) 小倉武一『土地立法の史的考察』農林省農業総合研究所、1951年、99～100ページ。
- (9) 丹羽邦男『明治維新の土地変革』御茶の水書房、1962年参照。
- (10) 熊谷開作『日本土地私有制の展開』ミネルヴァ書房、1976年、1ページ。
- (11) 飯沼二郎『石高制の研究』ミネルヴァ書房、1974年、7ページ。
- (12) 北島正元編『土地制度史 II』山川出版社、1975年、3ページ。
- (13) 封建社会という場合には、通常中世ヨーロッパのそれが比較のモデルとされるがヨーロッパにおいても時代と地域によってその実態が異なるし、その意味では封建社会の定義もけっして一様ではない。また、通常、封建社会から絶対主義をへて近代資本主義社会へと移行するという理解が支配的であったため、その移行過程のどこに位置づけるかという理解の差異からも種々な違いが生じた。
- (14) この論争については、小倉『土地立法の……』；石井紫郎『日本国制史研究 I 権力と土地所有』東京大学出版会、1966年などを参照。
- (15) 小倉、同上書；石井、同上書、を参照。
- (16) 石井『日本国制史研究……』など参照。
- (17) 日本の近世社会を「純粹封建制社会」として把握する見解の大きな根拠として、周知のとおりマルクスの『資本論』における記述があるが、そのような立場からする金井説批判への反批判ももちろん数多く存在する。代表的なものとしては、安良城盛昭『太閤検地と石高制』日本放送出版協会、1969年；同『幕藩体制社会の成立と構造(第三版)』御茶の水書房、1982年など。
- (18) このような歴史的変質、力関係の相対的変化などの論理の有力な根拠となったのはく地主-小作>関係の発生、さらには近世後期以降の町人請負新田の増加、新田地主の増加などである。
- (19) 北島編『土地制度史……』の大石執筆部分(189～191ページ)。なお、大石慎三郎『封建的土地所有の解体過程』御茶の水書房、1958年も参照。
- (20) 「流地禁止令」は、「田畑永代売買禁止令」が存在するため、質入れ・質流れによる事実上の土地売買が増大したので、これを引き締めようとして享保7年(1722)に発布されたが、あまりに現状からかけはなれており、各地で質地騒動を引き起こしたため早々に撤回されたものである。
- (21) 熊谷『日本土地……』参照。
- (22) 年貢は、一般的な意味では封建地代の一種といえるであろう。特に純粹封

建制のもとでは、土地の所有者は領主であり、農民は土地の利用を認められているにすぎないから農民は当然地代を支払わなければならない。また、それは原則として全剰生産物を収奪するものである。しかし、農民の所有権が強まり、領主の地位がしだいに政治的支配者としてのそれに限定されてくると、年貢は「財産所有に対する課税という性格」（前掲、石井紫郎）を帯びることになるが、この点についてはここでは立ち入らない。

- (23) 土屋喬雄・小野通雄『近世日本農業史論』改造社、1933年；古島敏雄『日本農業史』岩波書店、1956年など。
- (24) 農民の他出は、商品経済の発達によるだけでなく、不作などによる窮乏からやむなくそうする場合も少なくなかった。そのような他出が増大すると、村の田畑が荒れて年貢の納入に差し支えるので、幕府は種々その防止策を講じている。この点について詳しくは、児玉幸多『近世農民生活史』吉川弘文館、1957年、第4章、第1節参照。
- (25) ただし、土地割換制度の行われた地方では、一定期間ごとに所持する田畑は変更された。割換えの具体的な手続きについては、丹羽邦男『土地問題の起源』平凡社、1989年、49～57ページ参照。
- (26) 村高に応じた年貢賦課については、「地方凡例録」に石高＝村高として次のように記載されている。「石高といふハ村高のことにて、田畑を檢地し土地に応じて上中下の位を分け、石盛を極め、田畑屋敷夫々の高を寄せせるを石高と云て即ち村高なり」（大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻、近藤出版社、1969年、29ページ）。
- (27) 丹羽『土地問題の……』参照。
- (28) 同上書、66ページ。
- (29) 石井良助『江戸時代……』参照。
- (30) すでに紹介したもの以外で、重要かつ参考になるものは、有尾敬重『本邦地租の沿革』1914年（福島正夫解題・復刻、1977年、御茶の水書房）；関順也『明治維新と地租改正』ミネルヴァ書房、1967年などである。
- (31) 大島清、加藤俊彦、大内力『人物・日本資本主義 1 地租改正』東京大学出版会、1972年。
- (32) 地租改正法の全文は、北条『明治初年……』参照。
- (33) ただし、この法の適用範囲は当初は耕地と林野に限定され、市街地は含まれていなかった。
- (34) 周知のとおり小作農が地主に納める小作料は地租改正以降もおおむね米による現物であった。その限りでは、米価変動のリスクとメリットは地主側に帰属した。
- (35) 実際には、当時すでに米価の変動が激しく、換算規準となる米価をどう決めるかが実施過程で大きな問題になり、結局過去5年の平均米価が用いられ

- ることになった。
- (36) 福島「地租改正の……」362ページ。
- (37) 永小作関係については、認定永小作、開墾永小作などその来歴そのものが多様かつ複雑である。したがってその処理についてもさまざまなケースが存在した。これらについては、小野武夫「永小作論」巖松堂、1924年（『明治大正農政経済名著集』第15巻、農文協、1977年に収録）；丹羽邦男『形成期の明治地主制』塙書房、1964年などを参照。
- (38) 青木虹二『明治農民騒擾の年次的研究』新生社、1967年；有元正雄『地租改正と農民闘争』新生社、1978年を参照。
- (39) もっとも、このような奥山といえどもそれが利用されていなかったわけではけっしてない。例えば、木材を材料として家具、食器などを製造することを生業とした木地師などの「山の民」はこうした山林に依拠して生活した。この点については、丹羽『土地問題の……』参照。
- (40) これらの問い合わせなどの詳細な事例については、北条『明治初年……』第1部第3章を参照。
- (41) 官民有区分については多くの文献があるが、例えば笠井恭悦『林野制度の発展と山村経済』御茶の水書房、1964年参照のこと。
- (42) 明治初期の地目別土地面積については、丹羽『土地問題の……』109ページの表を参照のこと。
- (43) このような共同体的関係の解体ないし変質は、例えばイギリスにおける、いわゆるエンクロージャーの進行過程におけるコモンズの囲い込みと対比すると興味深い問題があるが、ここでは立ち入らない（椎名重明『イギリス産業革命期の農業構造』御茶の水書房、1962年参照）。